

成年後見制度とは

にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう はんだんのうりよく
認知症・知的障がい・精神障がい・発達障がいなどで判断能力
ふじゅうぶん かね かんり せいかつ ひつよう けいやく てつづ
が不十分となり、お金の管理や生活に必要な契約・手続きが
むず ひと か ほうてき けんげん も しえん ひと
難しくなった人に代わって、法的な権限を持って支援する人を
かていさいばんしょ えら しえん せいど
家庭裁判所が選び支援する制度です。

お困りごとはありませんか？

- お金の管理・契約手続きが一人ではできない
- 悪徳商法の被害にあわないか心配
- 成年後見制度を利用したいけど手続きが難しそう
- 自分が亡くなった後の障がいのある子どものことが心配

ご相談ください

- 成年後見制度に関する相談をお受けします
- 適切な相談窓口をご紹介します

平生町成年後見制度利用促進センター

☎ 0820-56-7113 ● FAX 0820-56-5603

平生町成年後見制度利用促進センターは、認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるように、関係機関と連携して成年後見制度の利用促進を図ります。

相談

- 成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。
- 制度のしくみや利用するための流れを説明します。

連携・調整

- 制度の利用について、関係機関との連絡調整を行います。

広報・啓発

- 成年後見制度の利用を促進するため、広報・啓発を行います。

平生町成年後見制度利用促進センター

〒742-1195

平生町大字平生町 210 番地の 1
(平生町役場町民福祉課内)

TEL 0820-56-7113

FAX 0820-56-5603

Mail: fukushi@town.hirao.lg.jp